

鶴見大学における受動喫煙の防止及び敷地内全面禁煙に向けた取組みに関する指針

1 目的

この指針は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条に規定されている趣旨を踏まえ、鶴見大学（鶴見大学短期大学部及び鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園を含む。以下「本学」という。）における受動喫煙の防止及び敷地内全面禁煙に向けた取組みに関し必要な事項を段階的に定め、本学の教職員の労働上の公平公正性を担保し、学生及び教職員の健康増進の実現を図ることを目的とする。

2 定義

この指針における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）教職員及び学生等 本学に所属する専任・非常勤の教職員（名誉教授・嘱託職員・臨時職員等を含む。）並びに、本学に所属する学部学生及び大学院学生、短期大学部学生及び園児をいう。
- （2）学外者 本学施設の利用者及び来訪者その他構内に入構する者をいう。
- （3）受動喫煙 喫煙者本人でなく、その周囲の人が、喫煙によって生じた有害物質を含む煙を吸い込むことをいう。
- （4）敷地内全面禁煙 本学の管理する施設の建物内及び敷地内の区域における喫煙を禁止することをいう。
- （5）禁煙サポート対策 禁煙の動機付けとなる健康教育、研修・講習の実施、カウンセリング、保健指導、診断、禁煙外来の紹介等をいう。

3 基本方針

- （1）本学は、敷地内全面禁煙の完全実施（実施日：2020 年 4 月 1 日）に向けて、禁煙対策及び受動喫煙防止対策を推進していく。
- （2）教職員及び学生等は、本学が講ずる敷地内全面禁煙並びに受動喫煙防止に向けた取組みに係る対策に協力するものとする。
- （3）学生に対して、在学中に喫煙習慣を身につけない環境を提供していく。

4 必要な措置

教職員及び学生等に対し、受動喫煙の防止及び敷地内全面禁煙に向けた取組み並びに次に掲げる措置を周知し、理解を得るものとする。

- （1）本学の敷地内における禁煙その他の無煙環境の推進に関すること。
 - ア 敷地内全面禁煙を目指した喫煙所の閉鎖
 - イ 周辺住民への説明
 - ウ 教職員の労働上の公平公正性を担保するための教職員への説明
 - エ 喫煙習慣を身につけないようにするための学生等への禁煙教育
- （2）禁煙に関する情報提供、啓発活動その他の禁煙の支援に関すること。
 - ア 喫煙をする教職員に対する調査（嗜好か依存症であるかの区分）
 - イ アの教職員に対する禁煙サポート対策の実施
 - ウ 禁煙キャンペーン等の広報活動の実施
- （3）その他受動喫煙の防止等に関すること。

5 教職員、学生等及び学外者の責務

- （1）教職員及び学生等は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、受動喫煙の防止等に努めるものとする。
- （2）教職員は、勤務時間中（就業規則等で認められている休憩時間を除く。）又は本学の敷地内においては、喫煙してはならない。
- （3）学外者は、本学の敷地内において喫煙しないものとする。

6 その他

- （1）敷地内全面禁煙後に、周辺住民への定期的な調査を実施し、敷地内全面禁煙に係る取組みに関する評価を行うものとする。
- （2）この指針に基づく実際の運用に関しては、他大学の動向も参考にして進めていく。
- （3）この指針に定めるもののほか、受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた取組みに関し必要な事項は、別に定める。

以上